

平成十二年政令第百三十八号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種指定化学物質）

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」といふ。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

（第二種指定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

（業種）

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
二 原油及び天然ガス鉱業
三 製造業
四 電気業
五 ガス業
六 熱供給業
七 下水道業
八 鉄道業
九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
十 石油卸売業
十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンデyshoナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンデyshoナーを取り外すものに限る。）
十二 自動車卸売業（自動車用エアコンデyshoナーに封入された物質を回収するものに限る。）
十三 燃料小売業
十四 洗濯業
十五 写真業
十六 自動車整備業
十七 機械修理業
十八 商品検査業
十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）
二十 一般廃棄物処理業（み処分業に限る。）
二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）

- 二十二 医療業
二十三 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
二十四 自然科学研究所
（第一種指定化学物質等取扱事業者の要件）
第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。
一 次のいずれかに該当すること。
イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であつて、特定第一種指定化学物質（別表第一第三十三号、第五十六号、第七十五号、第八十八号、第九十四号、第二百四十三号、第三百五号、第三百九号、第三百三十二号、第三百五十一号、第三百八十五号、第三百九十四号、第三百九十七号、第四百号及び第四百十一号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもの（1）から（16）までに掲げる第一種指定化学物質が次の（1）から（16）までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（16）までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」といふ。）が一トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
(2) 別表第一第三十一号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
(3) 別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
(4) 別表第一第八十二号に掲げる第一種指定化学物質 銀
(5) 別表第一第八十七号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
(6) 別表第一第三十二号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
(7) 別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
(8) 別表第一第二百三十七号に掲げる第一種指定化学物質 水銀

- (9) 別表第一第二百三十九号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
(10) 別表第一第二百四十二号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
(11) 別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 銅
(12) 別表第一第三百二十一号に掲げる第一種指定化学物質 パナジウム
(13) 別表第一第三百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
(14) 別表第一第四百五号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
(15) 別表第一第四百十二号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
(16) 別表第一第四百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン
その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の（1）から（6）までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（6）までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質質量」といふ。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。

（法第二条第六項の政令で定める要件）
第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。
一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）
第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。
一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。
二 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。
ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。
ヘ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。
二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

三 主として一般消費者の生活の用に供される製品

四 再生資源

（審議会等で政令で定めるもの）
第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

（手数料の額等）

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円

二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額

三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、二百メガバイトまでごとに九百円）を加えた額

四 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により開示請求があった場合に限る。）一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイ

ル記録事項の全てを複写させる場合にあっては、二百メガバイトまでごとに八百八十円）を加えた額

2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求め、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証券で納付しなければならない。

（磁気ディスクによる届出又は請求の方法）
第九条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあっては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）
第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附則 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

（経過措置）
第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「ートン」とあるのは、「五トン」とする。

附則 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 抄
（施行期日）
第一条（平成一三年二月二八日政令第四四一号）
この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

附則 抄
（施行期日）
第一条（平成一四年二月一八日政令第三八六号）
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 抄
（施行期日）
第一条（平成一五年一月三一日政令第二八号）
この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附則 抄
（施行期日）
第一条（平成一六年三月一九日政令第四七号）
この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則 抄
（施行期日）
第一条（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に限るものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に限る。以下「申請等」という。）は、

それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附則 抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年一月二一日政令第三五六号）
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）
2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量（以下「排出量等」という。）並びに平成二十三年以降において届け出るべき排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

附則 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

別表第一（第一条関係）
一 亜鉛の水溶性化合物
二 アクリルアミド
三 アクリル酸エチル
四 アクリル酸及びその水溶性塩
五 アクリル酸ニ（ジメチルアミノ）エチル
六 アクリル酸ノ（ヒドロキシエチル）
七 アクリル酸ノ（メチル）
八 アクリル酸メチル
九 アクリロニトリル

百十二 ニークロロニトロベンゼン
 百十三 ニークロロ四・六・ビス(エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン(別名シマジンはCAT)
 百十四 (RS)―二―「二―(三―クロロフエニル)―二―三―エポキシプロピル」―二―エチルインダン―一・三―ジオン(別名インダノファン)
 百十五 四―(ニークロロフエニル)―N―シクロヘキシル―N―エチル―四・五―ジヒドロ―五―オキソ―一H―テトラゾール―一―カルボキサミド(別名フェントラザミド)
 百十六 (四RS・五RS)―五―(四―クロロフエニル)―N―シクロヘキシル―四―メチル―二―オキソ―一・三―チアゾリジン―三―カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)
 百十七 (RS)―一―パラークロロフエニル―四・四―ジメチル―三―(H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ペンタン―三―オール(別名テブコナゾール)
 百十八 二―(四―クロロフエニル)―二―(H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)―一―イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミクロブタニル)
 百十九 (RS)―四―(四―クロロフエニル)―二―フェニル―二―(H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)
 百二十 オルトークロロフェノール
 百二十一 パラークロロフェノール
 百二十二 ニークロロプロピオン酸
 百二十三 三―クロロプロペン(別名塩化アリル)
 百二十四 一―(ニークロロベンジル)―三―(ニ―メチル―一―フェニルエチル)ウレア(別名クミロン)
 百二十五 クロロベンゼン
 百二十六 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC―一五)
 百二十七 クロロホルム
 百二十八 クロロメタン(別名塩化メチル)
 百二十九 四―クロロ―三―メチルフェノール
 百三十 (四―クロロ―一―メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)
 百三十一 三―クロロ―二―メチル―一―プロ

百三十二 ユバルト及びその化合物
 百三十三 酢酸ニ―エトキシエチル(別名エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート)
 百三十四 酢酸ビニル
 百三十五 酢酸ニ―メトキシエチル(別名エチレンジグリコールモノメチルエーテルアセテート)
 百三十六 サリチルアルデヒド
 百三十七 シアナミド
 百三十八 (RS)―二―シアノ―N―「(R)―一―(二―四―ジクロロフエニル)エチル」―三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)
 百三十九 (S)―アルファ―シアノ―三―フエノキシベンジル―(二R・三S)―二―ジメチル―三―(一・二・二・二―テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)
 百四十 (RS)―アルファ―シアノ―三―フエノキシベンジル―二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロバトリン)
 百四十一 トランスター―(二―シアノ―二―メトキシイミノアセチル)―三―エチルウレア(別名シモキサニル)
 百四十二 二・四―ジアミノアニソール
 百四十三 四・四―ジアミノジフェニルエーテル
 百四十四 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)
 百四十五 二―(ジエチルアミノ)エタノール
 百四十六 O―二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジン―四―イル―O・O―ジメチル―ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)
 百四十七 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
 百四十八 N・N―ジエチル―三―(二・四・六―トリメチルフェニルスルホニル)―一―H―一・二・四―トリアゾール―一―カルボキサミド(別名カフエンストロール)
 百四十九 四塩化炭素
 百五十 一・四―ジオキサソラン
 百五十一 一・三―ジオキサソラン
 百五十二 一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパン(別名カルタツブ)

百五十三 シクロヘキサ―一―エン―一・二―ジカルボキシイミドメチル―(一RS)―シーストランス―二・二―ジメチル―三―(ニ―メチルプロパ―一―エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)
 百五十四 シクロヘキシルアミン
 百五十五 N―(シクロヘキシルチオ)フタリイミド
 百五十六 ジクロロアニリン
 百五十七 一・二―ジクロロエタン
 百五十八 一・一―ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
 百五十九 シス―一・二―ジクロロエチレン
 百六十 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン
 百六十一 ジクロロジフルオロメタン(別名CFC―一二)
 百六十二 三・五―ジクロロ―N―(一―ジメチル―二―プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
 百六十三 ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC―一四)
 百六十四 二・二―ジクロロ―一・一―トリフルオロエタン(別名HFCFC―一二三)
 百六十五 二・四―ジクロロトルエン
 百六十六 一・二―ジクロロ―四―ニトロベンゼン
 百六十七 一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン
 百六十八 三―(三・五―ジクロロフエニル)―N―イソプロピル―二・四―ジオキサイミダゾリジン―一―カルボキサミド(別名イプロジオン)
 百六十九 三―(三・四―ジクロロフエニル)―一―ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)
 百七十 (RS)―二―(二・四―ジクロロフエニル)―三―(二H―一・二・四―トリアゾール―一―イル)プロピル―一・一・二・二―テトラフルオロエチル―エーテル(別名テトラコナゾール)
 百七十一 (二RS・四RS)―一―「二―(二・四―ジクロロフエニル)―四―プロピル―一・三―ジオキサソラン―二―イルメチル」―一―H―一・二・四―トリアゾール及び(二RS・四SR)―一―「二―(二・四―ジクロロフエニル)―四―プロピル―一・三

―ジオキサソラン―二―イルメチル」―一―H―一・二・四―トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)
 百七十二 三―「二―(三・五―ジクロロフエニル)―一―メチルエチル」―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二H―一・三―オキサジン―四―オン(別名オキサジクロモホン)
 百七十三 (RS)―三―(三・五―ジクロロフエニル)―五―メチル―五―ビニル―一・三―オキサゾリジン―二・四―ジオン(別名ピンクロゾリン)
 百七十四 三―(三・四―ジクロロフエニル)―一―メトキシ―一―メチル尿素(別名リニユロン)
 百七十五 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸(別名二・四―D又は二・四―PA)
 百七十六 一・一―ジクロロ―一―フルオロエタン(別名HFCFC―一四b)
 百七十七 ジクロロフルオロメタン(別名HFCFC―一二)
 百七十八 一・二―ジクロロプロパン
 百七十九 一・三―ジクロロプロペン(別名D―D)
 百八十 三・三・一―ジクロロベンジジン
 百八十一 ジクロロベンゼン
 百八十二 二―「四―(二・四―ジクロロベンジル)―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ」アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)
 百八十三 四―(二・四―ジクロロベンゾイル)―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル―四―トルエンスルホナート(別名ピラゾレト)
 百八十四 二・六―ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)
 百八十五 ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HFCFC―二五)
 百八十六 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
 百八十七 二・三―シアノ―一・四―ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)
 百八十八 N・N―ジシクロヘキシルアミン
 百八十九 N・N―ジシクロヘキシル―二―ベソチアゾールスルフェンアミド
 百九十 ジシクロペンタジエン

百九十一 一・三―ジチオラン―二―イリデン
マロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオ
ラン)
百九十二 ジチオりん酸O―エチル―S・S―
ジフェニル (別名エディフェンホス又はED
DP)
百九十三 ジチオりん酸O・O―ジエチル―S
―(二―エチルチオエチル) (別名エチルチ
オメトン又はジスルホトン)
百九十四 ジチオりん酸O・O―ジエチル―S
―(六―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―
オキノベンゾキサゾリニル) メチル (別
名ホサロン)
百九十五 ジチオりん酸O―二・四―ジクロ
フェニル―O―エチル―S―プロピル (別名
プロチオホス)
百九十六 ジチオりん酸S―(二・三―ジヒド
ロ―五―メトキシ―二―オキソ―一・三・四
―シアジアン―三―イル) メチル―O・
O―ジメチル (別名メチダチオン又はDMT
P)
百九十七 ジチオりん酸O・O―ジメチル―S
―一・二―ビス (エトキシカルボニル) エチ
ル (別名マラソン又はマラチオン)
百九十八 ジチオりん酸O・O―ジメチル―S
―(N―メチルカルバモイル) メチル (別
名ジメトエート)
百九十九 ジナトリウム二・二、一―ビニレン
ビス「五―(四―モルホリノ―六―アエリノ
―一・三・五―トリアジン―二―イルアミ
ノ) ペンゼンスルホナート」 (別名CIFL
オレスセント二百六十)
二百 ジニトロトルエン
二百一 二・四―ジニトロフェノール
二百二 ジビニルベンゼン
二百三 ジフェニルアミン
二百四 ジフェニルエーテル
二百五 一・三―ジフェニルグアニジン
二百六 N―ジブチルアミノチオ―N―メチル
カルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジ
メチル―七―ベンゾ「b」フラニル (別名カ
ルボスルファン)
二百七 二・六―ジ―ターシャリーブチル―四
―クレゾール
二百八 二・四―ジ―ターシャリーブチルフェ
ニール
二百九 ジブromoクロメタン

二百十 二・二―ジブromo―二―シアノアセト
アミド
二百十一 ジブromoテトラフルオロエタン (別
名ハロン―二四〇二)
二百十二 (RS)―O・S―ジメチル―アセ
チルホスホルアミドチオアート (別名アセフ
エート)
二百十三 N・N―ジメチルアセトアミド
二百十四 二・四―ジメチルアニリン
二百十五 二・六―ジメチルアニリン
二百十六 N・N―ジメチルアニリン
二百十七 五―ジメチルアミノ―一・二・三―
トリチアン (別名チオシクラム)
二百十八 ジメチルアミン
二百十九 ジメチルジスルフィド
二百二十 ジメチルジチオカルバミン酸の水溶
性塩
二百二十一 二・二―ジメチル―二・三―ジヒ
ドロ―一―ベンゾフラン―七―イルN―
「N」―(一―エトキシカルボニルエチル)―
N―イソプロピルスルフェナモイル―N―
メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ)
二百二十二 N・N―ジメチルチオカルバミン
酸S―四―フェノキシブチル (別名フェノチ
オカルブ)
二百二十三 N・N―ジメチルドデシルアミン
二百二十四 N・N―ジメチルドデシルアミン
―N―オキシド
二百二十五 ジメチル二・二、二―トリクロ
ロ―一―ヒドロキシエチルホスホナート (別
名トリクロロン又はDEP)
二百二十六 一・一―ジメチルヒドラジン
二百二十七 一・一、一―ジメチル―四・四、一
―ビピリジニウムジクロリド (別名パラコ
ート又はパラコートジクロリド)
二百二十八 三・三、一―ジメチルピフェニル
―四・四、一―ジメチルジアンエート
二百二十九 ジメチル二・四、一―(オルト―
フェニレン) ビス (二―チオアロファナー
ト) (別名チオファネートメチル)
二百三十 N―(一・三―ジメチルブチル)―
N、一―フェニルパラ―フェニレンジアミン
二百三十一 三・三、一―ジメチルベンジジン
(別名オルトトリジン)
二百三十二 N・N―ジメチルホルムアミド
二百三十三 二―「ジメトキシホスフィノチ
オイル」チオ―二―フェニル酢酸エチル
(別名フェントエート又はPAP)

二百三十四 臭素
二百三十五 臭素酸の水溶性塩
二百三十六 三・五―ジヨード―四―オクタノ
イルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシ
ニル)
二百三十七 水銀及びその化合物
二百三十八 水素化テルフェニル
二百三十九 有機スズ化合物
二百四十 スチレン
二百四十一 二―スルホヘキサデカン酸―一―
メチルエステルナトリウム塩
二百四十二 セレン及びその化合物
二百四十三 ダイオキシニル類
二百四十四 二―チオキソ―三・五―ジメチル
テトラヒドロ―二H―一・三・五―チアジ
ジン (別名ダゾメット)
二百四十五 チオ尿素
二百四十六 チオフェノール
二百四十七 チオりん酸O―一―(四―クロ
フェニル)―四―ピラゾリル―O―エチル
S―プロピル (別名ピラクロホス)
二百四十八 チオりん酸O・O―ジエチル―O
―(二―イソプロピル―六―メチル―四―ピ
リミジニル) (別名ダイアジノン)
二百四十九 チオりん酸O・O―ジエチル―O
―(三・五・六―トリクロロ―二―ビリジ
ル) (別名クロルピリホス)
二百五十 チオりん酸O・O―ジエチル―O
―(五―フェニル―三―イソオキサゾリル) (別
名イソキサチオン)
二百五十一 チオりん酸O・O―ジメチル―O
―(三―メチル―四―ニトロフェニル) (別
名フェニトロチオン又はMEP)
二百五十二 チオりん酸O・O―ジメチル―O
―(三―メチル―四―メチルチオフェニル)
(別名フェンチオン又はMP)
二百五十三 チオりん酸O―四―ブromo―二―
クロロフェニル―O―エチル―S―プロピル
(別名ブromoホス)
二百五十四 チオりん酸S―ベンジル―O・O
―ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は
IBP)
二百五十五 デカブromoモジフェニルエーテル
二百五十六 デカン酸
二百五十七 デシルアルコール (別名デカノ
ール)
二百五十八 一・三・五・七―テトラアザトリ
シクロ「三・三・一・一」デカン (別名ヘ
キサメチレンテトラミン)

二百五十九 テトラエチルチウラムジスルフィ
ド (別名ジスルフィラム)
二百六十 テトラクロロイソフタロニトリル
(別名クロタロニル又はTPN)
二百六十一 四・五・六・七―テトラクロロイ
ソベンゾフラン―一―(三H)―オン (別名フ
サライド)
二百六十二 テトラクロロエチレン
二百六十三 テトラクロロジフルオロエタン
(別名CF₂―一―二)
二百六十四 二・三・五・六―テトラクロロ―
パラ―ベンゾキノ
二百六十五 テトラヒドロメチル無水フタル酸
二百六十六 二・三・五・六―テトラフルオロ
―四―メチルベンジル二(Z)―一―三―(二―
クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―ブ
ロベニル)―二―二―ジメチルシクロプロパ
ンカルボキシラート (別名テフルトリン)
二百六十七 三・七・九・一―テトラメチル
―五・一―ジオキサ―二・八・一―四―トリ
チア―四・七・九・一―テトラアザペンタ
デカ―三・一―二―ジエン―六・一―O―ジオン
(別名チオジカルブ)
二百六十八 テトラメチルチウラムジスルフィ
ド (別名チウラム又はチラム)
二百六十九 三・七・一・一―テトラメチ
ルヘキサデカール―エン―三―オール (別名
イソフイタル)
二百七十 テレフタル酸
二百七十一 テレフタル酸ジメチル
二百七十二 銅水溶性塩 (錯塩を除く)
二百七十三 一―ドデカノール (別名ノルマル
―ドデシルアルコール)
二百七十四 ターシャリドデカンチオール
二百七十五 ドデシル硫酸ナトリウム
二百七十六 三・六・九―トリアザウンデカン
―一・一―ジアン (別名テトラエチレン
ペンタミン)
二百七十七 トリエチルアミン
二百七十八 トリエチレンテトラミン
二百七十九 一・一、一―トリクロロエタン
二百八十 一・一、二―トリクロロエタン
二百八十一 トリクロロエチレン
二百八十二 トリクロロ酢酸
二百八十三 二・四、六―トリクロロ―一・
三・五―トリアジン

二百八十四 トリクロロトリフルオロエタン
 (別名CFCl₃—1—3)
 二百八十五 トリクロロニトロメタン (別名ク
 ロロピクリン)
 二百八十六 (三・五・六—トリクロロ—二—
 ピリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロピル)
 二百八十七 二・四・六—トリクロロプロフェノ
 ール
 二百八十八 トリクロロフルオロメタン (別名
 CFC—1—1)
 二百八十九 一・二・三—トリクロロプロパン
 二百九十 トリクロロベンゼン
 二百九十一 一・三・五—トリリス (二・三—エ
 ポキシプロピル) —一・三・五—トリアジン
 —二・四・六 (二H・三H・五H) —トリ
 オン
 二百九十二 トリブチルアミン
 二百九十三 アルファ・アルファ・アルファ—
 トリフルオロ—二・六—ジニトロ—N・N—
 ジプロピル—パラ—トルイジン (別名トリフ
 ルラリン)
 二百九十四 二・四・六—トリプロモフェノ
 ール
 二百九十五 三・五・五—トリメチル—一—ヘ
 キサノール
 二百九十六 一・二・四—トリメチルベンゼン
 二百九十七 一・三・五—トリメチルベンゼン
 二百九十八 トリレンジイソシアネート
 二百九十九 トルイジン
 三百 トルエン
 三百一 トルエンジアミン
 三百二 ナフタレン
 三百三 一・五—ナフタレンジイル—ジイソシ
 アネート
 三百四 鉛
 三百五 鉛化合物
 三百六 二アクリル酸ヘキサメチレン
 三百七 二塩酸化ジルコニウム
 三百八 ニッケル
 三百九 ニッケル化合物
 三百十 ニトリロ三酢酸
 三百十一 オルト—ニトロアニソール
 三百十二 オルト—ニトロアニリン
 三百十三 ニトログリセリン
 三百十四 パラー—ニトロクロロベンゼン
 三百十五 オルト—ニトロトルエン
 三百十六 ニトロベンゼン

三百十七 ニトロメタン
 三百十八 二硫化炭素
 三百十九 一—ノナノール (別名ノルマル—ノ
 ニルアルコール)
 三百二十 ノニルフェノール
 三百二十一 パナジウム化合物
 三百二十二 五—「N・N—ビス (二—アセ
 チルオキシエチル) アミノ」—二—「二—
 プロモ—四・六—ジニトロプロフェニルアゾ」—
 四—「メトキシアセトアニリド
 三百二十三 二・四—ビス (エチルアミノ) —
 六—メチルチオ—一・三・五—トリアジン
 (別名シメトリン)
 三百二十四 一・三—ビス 「二—三—エポキ
 シプロピル」オキシ」ベンゼン
 三百二十五 ビス (八—キノリノラト) 銅 (別
 名オキシ銅又は有機銅)
 三百二十六 三・六—ビス (二—クロロプロフェニ
 ル) —一・二・四・五—テトラジン (別名ク
 ロフェンチジン)
 三百二十七 一・二—ビス (二—クロロプロフェニ
 ル) ヒドラジン
 三百二十八 ビス (N・N—ジメチルジチオカ
 ルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム)
 三百二十九 ビス (N・N—ジメチルジチオカ
 ルバミン酸) N・N—「エチレンビス (チオ
 カルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメ
 ート)
 三百三十 ビス (一—メチル—一—フェニルエ
 チル) —「ペルオキシド
 三百三十一 S・S—ビス (一—メチルプロピ
 ル) —「O—エチル—「ホスホロジチオア—ト
 (別名カズサホス)
 三百三十二 砒素及びその無機化合物
 三百三十三 ヒドラジン
 三百三十四 四—ヒドロキシ安息香酸メチル
 三百三十五 N—「四—ヒドロキシフェニル」
 アセトアミド
 三百三十六 ヒドロキノン
 三百三十七 四—ビニル—「シクロヘキセン
 三百三十八 二—ビニルピリジン
 三百三十九 N—ビニル—二—ピロリドン
 三百四十 ビフェニル
 三百四十一 ビペラジン
 三百四十二 ピリジン
 三百四十三 ピロカテコール (別名カテコ
 ル)

三百四十四 フェニルオキシラン
 三百四十五 フェニルヒドラジン
 三百四十六 二—フェニルフェノール
 三百四十七 N—フェニルマレイミド
 三百四十八 フェレンジアミン
 三百四十九 フェノール
 三百五十 三—フェノキシベンジル—三—
 (二—二—ジクロロピニル) —二—二—ジメ
 チルシクロプロパンカルボキシラート (別名
 ペルメトリン)
 三百五十一 一・三—ブタジエン
 三百五十二 フタル酸ジエチル
 三百五十三 フタル酸ジエチル
 三百五十四 フタル酸ジ—ノルマル—ブチル
 三百五十五 フタル酸ビス (二—エチルヘキシ
 ル)
 三百五十六 フタル酸ノルマル—ブチル—
 ジル
 三百五十七 二—ターシャリーブチルイミノ—
 三—イソプロピル—五—フェニルテトラヒド
 ロ—四H—一・三・五—チアジジン—四—
 オン (別名ブプロフェジン)
 三百五十八 N—ターシャリーブチル—N、—
 (四—エチルベンゾイル) —三・五—ジメチ
 ル—ペンジヒドラジン (別名テブフェノジド)
 三百五十九 ノルマル—ブチル—二・三—エポ
 キシプロピルエーテル
 三百六十 N—「一—(N—ノルマル—ブチル
 カルバモイル) —「H—二—ベンゾイミダゾ
 リル」カルバミン酸メチル (別名ベノミル)
 三百六十一 ブチル—「R」—二—「四—(四
 —シアノ—二—フルオロプロフェノキシ)フェノ
 キシ」プロピオナート (別名シハロホップ
 チル)
 三百六十二 一—ターシャリーブチル—三—
 (二・六—ジイソプロピル—四—フェノキシ
 フェニル) チオ尿素 (別名ジアフェンチウロ
 ン)
 三百六十三 五—ターシャリーブチル—三—
 (二・四—ジクロロ—五—イソプロポキシフ
 エニル) —一・三・四—オキサジアゾール—
 二—(三H) —オン (別名オキサジアゾン)
 三百六十四 ターシャリーブチル—四—「二
 (一・三—ジメチル—五—フェノキシ—四—
 ピラゾリル) メチリデン」アミノオキシ」メ
 チル」ベンゾア—ト (別名フェニプロキシメ
 ート)

三百六十五 ブチルヒドロキシアニソール (別
 名BHA)
 三百六十六 ターシャリーブチル—ヒドロペル
 オキシド
 三百六十七 オルト—セカンダリーブチルフェ
 ノール
 三百六十八 四—ターシャリーブチルフェノ
 ール
 三百六十九 二—(四—ターシャリーブチルフ
 エノキシ) シクロヘキシル—二—プロピニル
 —スルフィット (別名プロパルギット又はB
 PPS)
 三百七十 二—ターシャリーブチル—五—(四
 —ターシャリーブチルベンジルチオ) —四—
 クロロ—三—(二H) —「ピリダジノン (別名ピ
 リダベン)
 三百七十一 N—(四—ターシャリーブチルベ
 ンジル) —四—クロロ—三—エチル—一—メ
 チルピラゾール—五—カルボキサミド (別名
 テブフェンピラド)
 三百七十二 N—(ターシャリーブチル) —二
 —ベンゾアゾール—スルフェンアミド
 三百七十三 二—ターシャリーブチル—五—メ
 チルフェノール
 三百七十四 ふっ化水素及びその水溶性塩
 三百七十五 二—ブテナール
 三百七十六 N—ジエチルアセトアニリド (別
 名ブタクロール)
 三百七十七 フラン
 三百七十八 N・N、—「プロピレンビス (ジチ
 オカルバミン酸) と亜鉛の重合物 (別名プロ
 ピネブ)
 三百七十九 二—プロピン—一—オール
 三百八十 プロモクロロジフルオロメタン (別
 名ハロン—二—二—)
 三百八十一 プロモジクロロメタン
 三百八十二 プロモトリフルオロメタン (別名
 ハロン—三—〇—)
 三百八十三 五—ブプロモ—三—セカンダリーブ
 チル—六—メチル—一・二・三・四—テトラ
 ヒドロピリジン—二・四—ジオン (別名ブ
 ロマシル)
 三百八十四 一—ブプロモプロパン
 三百八十五 二—ブプロモプロパン
 三百八十六 ブロモメタン (別名臭化メチル)

三百八十七 ヘキサキス(二―メチル―二―フ
 エニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化
 フェンブタズ)

三百八十八 六・七・八・九・一〇・一一―ヘ
 キサクロー一・五・五a・六・九・九a―
 ヘキサヒドロ一六・九―メタノ一・二・四・三
 ―ベンゾジオキサチエピン三―オキシド
 (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)

三百八十九 ヘキサデシルトリメチルアンモニ
 ウムクロリド

三百九十 ヘキサメチレンジアミン

三百九十一 ヘキサメチレンジイソシアネ
 ート

三百九十二 ノルマル―ヘキサン

三百九十三 ベタナフトール

三百九十四 ベリリウム及びその化合物

三百九十五 ペルオキソ二硫酸の水溶性塩

三百九十六 ペルフルオロ(オクタン―一―ス
 ルホン酸)(別名PFOS)

三百九十七 ベンジリジン二トリクロリド

三百九十八 ベンジルクロリド(別名塩化ベ
 ンジル)

三百九十九 ベンズアルデヒド

四百 ベンゼン

四百一 一・二・四―ベンゼントリカルボン酸

四百二 二―(二―ベンゾチアゾリルオキシ)
 ―N―メチルアセトアニリド(別名メフェナ
 セット)

四百三 ベンゾフェノン

四百四 ペンタクロロフェノール

四百五 ほう素化合物

四百六 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)

四百七 ポリ(オキシエチレン)二アルキルエ
 ーテル(アルキル基の炭素数が十二から十五
 までのもの及びその混合物に限る。)

四百八 ポリ(オキシエチレン)二オクチルフ
 エニルエーテル

四百九 ポリ(オキシエチレン)二ドデシルエ
 ーテル硫酸エステルナトリウム

四百十 ポリ(オキシエチレン)二ニルフェ
 ニルエーテル

四百十一 ホルムアルデヒド

四百十二 マンガン及びその化合物

四百十三 無水フタル酸

四百十四 無水マレイン酸

四百十五 メタクリル酸

四百十六 メタクリル酸二―エチルヘキシル
 四百十七 メタクリル酸二―三―エポキシプロ
 ピル

四百十八 メタクリル酸二―(ジメチルアミ
 ノ)エチル

四百十九 メタクリル酸ノルマル―ブチル

四百二十 メタクリル酸メチル

四百二十一 四―メチリデンオキセタン二―
 オン

四百二十二 (Z)―二―メチルアセトフェ
 ノン四・六―ジメチル二―ピリミジニル
 ヒドラゾン(別名フェリムゾン)

四百二十三 メチルアミン

四百二十四 N―メチルイソチオシアネート

四百二十五 N―メチルカルバミン酸二―イソ
 プロピルフェニル(別名イソプロカルブ又は
 MIPC)

四百二十六 N―メチルカルバミン酸二―三―
 ジヒドロ二―二―ジメチル―七―ベンゾ
 「b」フラニル(別名カルボフラン)

四百二十七 N―メチルカルバミン酸―ナフ
 チル(別名カルバリル又はNAC)

四百二十八 N―メチルカルバミン酸二―セカ
 ンダリ―ブチルフェニル(別名フェノブカル
 ブ又はBPMC)

四百二十九 メチル二―三―クロロ一五―(四・
 六―ジメトキシ二―ピリミジニルカルバモ
 イルスルファミル)―メチルピラゾー
 ル―四―カルボキシラート(別名ハロスルフ
 ロンメチル)

四百三十 メチル二(S)―七―クロロ二・
 三・四a・五―テトラヒドロ二―メトキ
 シカルボニル(四―トリフルオロメトキシフ
 エニル)カルバモイル)インデノ「一・二―
 e」二・三・四」オキサジン―四a―
 カルボキシラート(別名インドキサカルブ)

四百三十一 メチル二(E)―二―二―「六
 一(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四
 一―イロオキシ」フェニル)―三―メトキシア
 クリラート(別名アゾキシストロビン)

四百三十二 三―メチル―一・五―ジ(二・四
 一―キシリル)―一・三・五―トリアザペンタ
 一・四―ジエン(別名アミトラズ)

四百三十三 N―メチルジチオカルバミン酸
 (別名カーバム)

四百三十四 メチルN、N、―ジメチル―
 N―「メチルカルバモイル)オキシ」―

―チオオキサムイミデート(別名オキサミ
 ル)

四百三十五 メチル二―(四・六―ジメトキ
 シ二―ピリミジニルオキシ)―六―「二―
 (メトキシイミノ)エチル」ベンゾアート
 (別名ピリミノバックメチル)

四百三十六 アルファ―メチルスチレン

四百三十七 三―メチルチオプロパナル

四百三十八 メチルナフタレン

四百三十九 三―メチルピリジン

四百四十 一―メチル―一―フェニルエチル二
 ヒドロペルオキシド

四百四十一 二―(二―メチルプロピル)―
 四・六―ジニトロフェノール

四百四十二 二―メチルN―「三―(一―メ
 チルエトキシ)フェニル」ベンズアミド(別
 名メプロニル)

四百四十三 S―メチルN―(メチルカルバ
 モイルオキシ)チオアセトイミデート(別名
 メソミル)

四百四十四 メチル二(E)―メトキシイミノ
 一―二―「三(E)―一―「三(トリフル
 オロメチル)フェニル)エチリデン」アミ
 ノ)オキシ」メチル「フェニル)アセタート
 (別名トリフロキシストロビン)

四百四十五 メチル二(E)―メトキシイミノ
 二―(オルトトリルオキシメチル)フェ
 ニル)アセタート(別名クレソキシムメチ
 ル)

四百四十六 四・四、―メチレンジアニリン

四百四十七 メチレンビス(四・一―シクロヘ
 キシレン)二ジイソシアネート

四百四十八 メチレンビス(四・一―フェニレ
 ン)二ジイソシアネート

四百四十九 三―メトキシカルボニルアミノフ
 エニル二、三、―メチルカルバニラート(別名
 フェンメディファム)

四百五十 N―(六―メトキシ二―ピリジ
 ル)―N―メチルチオカルバミン酸O―三―
 ターシヤリ―ブチルフェニル(別名ビリブチ
 カルブ)

四百五十一 二―メトキシ―五―メチルアニ
 リン

四百五十二 二―メルカプトベンゾチアゾール

四百五十三 モリブデン及びその化合物

四百五十四 二―(モルホリノジチオ)ベンゾ
 チアゾール

四百五十五 モルホリン

四百五十六 りん化アルミニウム

四百五十七 りん酸ジメチル二―二―ジクロ
 ロピニル(別名ジクロルボス又はDDVP)

四百五十八 りん酸トリス(二―エチルヘキシ
 ル)

四百五十九 りん酸トリス(二―クロロエチ
 ル)

四百六十 りん酸トリトリル

四百六十一 りん酸トリフェニル

四百六十二 りん酸トリノルマル―ブチル

別表第二(第二条関係)

一 アセトアミド

二 パラ―アニジン

三 五―アミノ―一―(二・六―ジクロロ―四
 一―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチ
 ルスルフィニル―H―ピラゾール―三―カ
 ルボニトリル(別名エチプロール)

四 三―アミノ―H―一・二・四―トリアゾ
 ール(別名アミトロール)

五 三―アミノ―四―メトキシアセトアニ
 リド

六 四―アリル―一・二―ジメトキシベンゼン

七 アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキ
 ル基の炭素数が十六から十八までのもの及び
 その混合物に限る。)

八 ウレタン

九 N―エチルアニリン

十 二―エチルアミノ―四―イソプロピルアミ
 ノ―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジ
 ン(別名アメトリン)

十一 エチル二―三―フェニルカルバモイルオキ
 シカルバニラート(別名デスメディファム)

十二 N―「三(一―エチル―一―メチルプ
 ロピル)―一・二―オキサゾール―五―イ
 ル)―二・六―ジメトキシベンズアミド(別
 名イソキサベン)

十三 五―エトキシ―三―トリクロロメチル―
 一・二・四―チアゾール(別名エクロメ
 ゴール)

十四 一・二―エポキシ―三―(トリルオキ
 シ)プロパン

十五 四・四―オキシビスベンゼンスルホニ
 ルヒドラジド

十六 クロロアセトアルデヒド

十七 (RS)―一―「三―クロロ―四―
 (二・一・二―トリフルオロ―二―トリフル

オロメトキシエトキシ)フェニル)―三―
 (二・六―ジフルオロベンゾイル)ウレア
 (別名ノバル)―
 十八 (一、S―トランス)―七―クロロ―
 二、四・六―トリメトキシ―六―メチル
 スピロ「ベンゾフラン」二(三H)・一、
 シクロヘキサ―二、―エン)―三、四、―ジ
 オン(別名グリセオフルビン)
 十九 一―クロロナフタレン
 二十 酢酸ベンジル
 二十一 サフロール
 二十二 (S)―アルファアシアノ―三―フェ
 ノキシベンジル(S)―二―(四―クロロ
 フェニル)―三―メチルブチラート(別名エ
 スフェンバレート)
 二十三 アルファアシアノ―四―フルオロ―三
 ーフェノキシベンジル三(二・二―ジク
 ロロピニル)―二―ジメチルシクロプロ
 パンカルボキシラート(別名シフルトリン)
 二十四 トランス―二―ジクロロエチレン
 二十五 ジクロロ酢酸
 二十六 一―(三・五―ジクロロ―二・四―ジ
 フルオロフェニル)―三―(二・六―ジフル
 オロベンゾイル)尿素(別名テフルベンズロ
 ン)
 二十七 一・三―ジクロロ―五・五―ジメチル
 イミダゾリジン二・四―ジオン
 二十八 二―「四」(二・四―ジクロロメタ
 ートルオイル)―一・三―ジメチル―五―ピ
 ラゾリルオキシ)―四―メチルアセトフェノ
 ン(別名ベンゾフェナツプ)
 二十九 二・四―ジクロロ―一―ニトロベン
 ゼン
 三十 二・二―ジクロロ―N―「二」ヒドロキ
 シ―一―(ヒドロキシメチル)―二―(四―
 ニトロフェニル)エチル)アセトアミド(別
 名クロラムフェニコール)
 三十一 N―(二・三―ジクロロ―四―ヒドロ
 キシフェニル)―一―メチルシクロヘキサ
 カルボキサミド(別名フェンヘキサミド)
 三十二 二・四、―ジクロロアルファ―(五
 ーピリミジニル)ベンズヒドリルアルコ
 ール(別名フェナリモル)
 三十三 二―(二・四―ジクロロフェニル)―
 一―(H)―一・二―トリアゾール―
 ーイル)―二―ヘキサノール(別名ヘキサ
 ナゾール)

三十四 二・四―ジクロロフェノール
 三十五 (RS)―一―(二・四―ジクロロ
 エノキシ)プロピオン酸(別名ジクロルプロ
 ップ)
 三十六 一・三―ジクロロ―二―プロパノール
 三十七 (RS)―一―「二・五―ジクロロ
 四」(一・一・二・三・三・三―ヘキサフル
 オロプロキシ)フェニル)―三―(二・六
 ージフルオロベンゾイル)ウレア(別名ル
 フェヌロン)
 三十八 三・三、―ジクロロベンジジン二塩
 酸塩
 三十九 ジナトリウム四―アミノ―三―
 「四」―(二・四―ジアミノフェニルアゾ)
 ー一、―一―ビフェニル―四―イルアゾ)―
 五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ―二・七
 ーナフタレンジスルホナート(別名C Iダイ
 レクトブラック三十八)
 四十 ジナトリウム八「三・三、―ジメチ
 ル―四、―一―(パラ―トリル)スルホ
 ニルオキシ)フェニルアゾ)―一、―一―
 フェニル―四―イルアゾ)―七―ヒドロキシ
 ー一・三―ナフタレンジスルホナート(別名
 C Iアシッドレッド百十四)
 四十一 二・四―ジニトロアニリン
 四十二 ジニトロナフタレン
 四十三 メタージニトロベンゼン
 四十四 二・三―ジヒドロ―六―プロピル―二
 ーチオキソ―四―(H)―ピリミジノン(別
 名プロピルチオウラシル)
 四十五 一・二―ジプロモエタン(別名EDB
 又は二臭化エチレン)
 四十六 一・四―ジプロモブタン
 四十七 二・三―ジプロモ―一―プロパノール
 四十八 一・三―ジプロモプロパン
 四十九 ジベンジルエーテル
 五十 二・三―ジメチルアニリン
 五十一 「四」(二・四―ジメチルアミノ)フェ
 ニル(フェニル)メチリデン)シクロヘキ
 サ―二・五―ジエン)―イリデン)「ジメ
 チル)アンモニウムクロリド(別名マラカ
 イトグリーン塩酸塩)
 五十二 ジメチルカルバモイルクロリド
 五十三 O・O―ジメチル―O―(三―メチル
 ー四―メチルスルフィニルフェニル)―チオ
 ホスフェイト(別名メスルフェンホス)
 五十四 臭素化ビフェニル(臭素数が二から五
 までのもの及びその混合物に限る。)

五十五 二―(二・三―チアゾール―四―イ
 ル)―一―H―ベンゾイミダゾール
 五十六 チオアセトアミド
 五十七 二―(チオシアナートメチルチオ)―
 一・三―ベンゾチアゾール(別名TCMT
 B)
 五十八 チオリン酸O・O―ジエチル―O―
 (六―オキソ―一―フェニル―一・六―ジヒ
 ドロ―三―ピリダジニル) (別名ピリダフェ
 ンチオン)
 五十九 チオリン酸O―三・五・六―トリクロ
 ロ―二―ピリジル―O・O―ジメチル(別名
 クロピリホスメチル)
 六十 一・一・二・二―テトラクロロエタン
 六十一 テトラナトリウム三・三、―一―
 (三・三、―ジメトキシ―四・四、―一―ビフェ
 ニレン)ビス(アゾ)ビス(五―アミノ
 ー四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジス
 ルホナート)(別名C Iダイレクトブ―十
 五)
 六十二 テトラプロモエタン
 六十三 オルト―テルフェニル
 六十四 一・一、―トリクロロ―二・二―ピ
 ス(四―メトキシフェニル)エタン(別名メ
 トキシクロル)
 六十五 トリス(N・N―ジメチルジチオカル
 パメート)鉄(別名ファアバム)
 六十六 トリプロモエタン(別名プロモホル
 ム)
 六十七 ナトリウム三「N」―「四」―「四」
 ー(ジメチルアミノ)フェニル)「四」―「N」
 ーエチル―N―「三」スルホナトフェニル
 ーメチル)アミノ)フェニル)メチレン)―
 二・五―シクロヘキサジエン)―イリデ
 ン)―N―エチルアンモニオ)メチル)ベン
 ゼンスルホナート(別名C Iアシッドパイ
 レット四十九)
 六十八 ナトリウム一・一、―ビフェニル―
 二―オラート
 六十九 メターニトロアニリン
 七十 N―ニトロソジフェニルアミン
 七十一 メターニトロトルエン
 七十二 パラ―ニトロフェノール
 七十三 パリゴルスカイト(別名アタパルジャ
 イト)
 七十四 三・三―ビス(四―ヒドロキシフェニ
 ル)―一・三―ジヒドロイソベンゾフラン―
 ーオン(別名フェノールフタレイン)

七十五 四・四、―ビピリジル
 七十六 一―(四―ビフェニルオキシ)―
 三・三―ジメチル―一―(H)―一・二・四
 ートリアゾール―一―イル)―二―ブタノ
 ール(別名ピテルタノール)
 七十七 パラ―フェネチジン
 七十八 フタル酸ジシクロヘキシル
 七十九 一・三―プロパノール
 八十 N―プロピル―N―「二」(二・四・六
 ートリクロロフェノキシ)エチル)イミダ
 ール―一―カルボキサミド(別名プロクロラ
 ズ)
 八十一 三―プロモ―一―プロペン(別名臭化
 アリル)
 八十二 ヘキサクロロエタン
 八十三 ヘキサクロロシクロペンタジエン
 八十四 一・四・五・六・七・七―ヘキサクロ
 ロピシクロ「二・二・一」―一―ヘプテン―
 二・三―ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
 八十五 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム
 二プロミド
 八十六 五―ベンジル―三―フリルメチル
 (二RS)―シス―トランス―二・二―ジメ
 チル―三―(二―メチルプロパ―一―エニ
 ル)シクロプロパンカルボキシラート(別名
 レスメトリン)
 八十七 パラ―ベンゾキノ
 八十八 ペンタクロロニトロベンゼン(別名キ
 ントゼン又はPCNB)
 八十九 ペンタデカフルオロオクタタン酸アンモ
 ニウム
 九十 N―メチルアニリン
 九十一 六―メチル―一・三―ジチオロ「四・
 五―b」キノキサリン―二―オン
 九十二 二―メチル―五―ニトロアニリン
 九十三 メチルヒドラジン
 九十四 二―メチル―一・一、―ビフェニル―
 三―イルメチル(S)―一―(二―クロロ
 ー三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニ
 ル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカル
 ボキシラート(別名ピフェントリン)
 九十五 メチル二―ベンゾイミダゾール―二―イ
 ルカルバマート(別名カルベンダジム)
 九十六 四・四、―メチレンビス(N・N―ジ
 メチルアニリン)
 九十七 四・四、―メチレンビス(二―メチル
 シクロヘキサニン)

九十八 硫酸ヒドラジン
九十九 リン酸(二―エチルヘキシル)ジフェ
ニル
百 リン酸ジ―ノルマル―ブチル||フェニル
